「シストレ２４MirrorTrader 取引 契約約款」の一部改正について

下 線 部 変 更

（平成 26 年４月 28 日）

現　行	変　更　後
第１条　（省　略）	第１条　（現行どおり）
第２条（口座開設基準） （省　略） ２　（省　略） （１）～（８）　（省　略） （９）　（新　設）	第２条（口座開設基準） （現行どおり） ２　（現行どおり） （１）～（８）　（現行どおり） （９）純資産が50万円以上であること。
第３条～第27条　（省　略）	第３条～第27条　（現行どおり）
第28条（取引の制限） （省　略） ２　（新　設）	第28条（取引の制限） （現行どおり） ２　乙は、甲の取引経験および資産状況に照らして過大な取引と判断した場合、甲へ連絡のうえ、甲の取引を制限できるものとする。
（以下省略）	（現行どおり）
以　上 平成 25 年９月 30 日	以　上 平成 26 年４月 28 日